

令和3年11月吉日

不動産取引に係る

税の相談会

を開催します！



主催：大分支部宅建業税務協議会
共催：大分県宅地建物取引業協会
大分支部

次のような方は…

① マイホームを取得された方

ローンを組んだけど、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）が受けられるかなあ！？ ⇒ P2へ

親から贈与を受けた（資金援助・敷地）けど、贈与税の申告が必要かなあ！？ ⇒ P3へ

② 不動産を売られた方

確定申告が必要かなあ！？ ⇒ P4へ

この機会に、是非、御相談を！！

●日程：令和3年12月14日（火）開始時間 ①9時30分から ②13時30分から
令和3年12月15日（水）開始時間 ③9時30分から ④13時30分から
令和3年12月16日（木）開始時間 ⑤9時30分から ⑥13時30分から
令和3年12月17日（金）開始時間 ⑦9時30分から ⑧13時30分から
令和3年12月20日（月）開始時間 ⑨9時30分から 計9回

●場所：コンパルホール 3階 302会議室（大分市府内町1丁目5-38）

●定員：各50名 ●講師：大分税務署

※ 参加を希望される方は、「申込書（P4）」に必要事項を記入し、大分県宅地建物取引業協会大分支部、又は、大分県宅地建物取引業協会会員に提出してください。

【郵送又はFAX（097-536-7228）でもお申し込みできます。】

●申込期限：令和3年11月30日（火）必着

当日持参していただきたい書類（自宅を新築等された方）

※ 今回の相談会は、住宅借入金等特別控除を受けるために作成が必要な「住宅借入金等特別控除額の計算明細書」の完成を目指すものであり、そのために持参していただきたい書類を以下に表示します。

実際の申告の際に必要な書類等は、相談会において説明させていただきます。

1 共通して必要な書類

必 要 書 類	確認先等	チェック
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	金融機関等	☐
不動産番号が分かる書類（登記関係書類）	法務局等	☐
交付を受ける補助金等の額が分かる書類 ※補助金の交付を受ける場合	補助金交付先	☐

2 家屋の新築又は新築家屋の購入に係る住宅借入金等のみについて控除を受ける場合

必 要 書 類	確認先等	チェック
家屋の新築年月日又は購入年月日が分かる書類	契約業者等	☐
家屋の新築工事の請負代金又は購入の対価の額が分かる書類		
契約締結日が分かる書類		
家屋の床面積等が分かる書類（登記関係書類）	法務局等	☐

3 土地（敷地）の購入に係る借入金等がある場合

必 要 書 類	確認先等	チェック
購入年月日が分かる書類	契約業者等	☐
購入の対価の額が分かる書類		
敷地の面積等が分かる書類（登記関係書類）	法務局等	☐

4 認定住宅の新築等に係る特例を適用する場合（上記1～3に加え）

必 要 書 類	確認先等	チェック
認定通知書の写し	認定住宅に該当するかは、契約した業者等に御確認ください。	☐
住宅用家屋証明書の写し		

5 その他

スマホやパソコンで確定申告をする際に必要となる、『ID・パスワード』の取得手続きもできます。（申告される本人に限ります。）

手続きを行いたい方は、マイナンバーカードなど、身分証明書を御持参ください。

当日持参していただきたい書類（贈与を受けられた方）

1 一般（不動産）の贈与の場合

必 要 書 類	確認先等	チェック
令和3年分の固定資産税の通知書など、受贈物件の面積や評価額等が分かる書類	市町村	☐

2 配偶者からの贈与の場合

婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与を受け、その不動産に居住している方。

必 要 書 類	確認先等	チェック
受贈者（贈与を受けた人）の戸籍の謄本又は抄本	市町村	☐
受贈者の戸籍の附票の写し	市町村	☐
居住用不動産の所在地及び贈与者から贈与を受けたことが分かる書類（登記関係書類）	法務局等	☐

3 相続時精算課税の場合

60歳以上（昭和36年1月2日以前生まれ）の実父母や実祖父母の方から財産をもらった、20歳以上（平成13年1月2日以前生まれ）の方。

必 要 書 類	確認先等	チェック
受贈者（贈与を受けた人）の戸籍の謄本又は抄本 ※祖父母からの贈与の場合は、父又は母の戸籍も必要です。	市町村	☐

4 住宅取得等資金の贈与の場合（省エネ住宅：1,500万円、一般住宅：1,000万円）

実父母や実祖父母の方から住宅取得のための資金の贈与を受けて、その金銭の全部を住宅や敷地の新築・取得・増改築等の費用に充て、令和4年3月15日までにその住宅に居住しているか、又は居住することが確実であると見込まれる、20歳以上（平成13年1月2日以前生まれ）の方。

必 要 書 類	確認先等	チェック
受贈者（贈与を受けた人）の戸籍の謄本又は抄本 ※祖父母からの贈与の場合は、父又は母の戸籍も必要です。	市町村	☐
2ページの2、3及び4に記載の書類 ※土地の購入資金に充てていない方や省エネ住宅に該当しない方は、3及び4に記載の書類は不要です。	契約業者等	☐

郵送の際には、切り離して、宛先として御利用ください。

○ 申込先

- ①大分県宅地建物取引業協会 大分支部
- ②大分県宅地建物取引業協会 会員

○ 申込方法

- ・上記①又は②の申込先に持参する。
- ・上記①の申込先に郵送する。
- ・上記①の申込先にFAXする。(097-536-7228)

※申込期限は令和3年11月30日（火）必着です。

（お預かりした個人情報につきましては、本相談会以外の目的には利用いたしません。）

当日持参していただきたい書類（不動産を売却された方）

1 共通して必要な書類

必 要 書 類	確認先等	チェック
今回お売りになった物件の売却金額が分かる書類（不動産売買契約書など）	契約業者等	☐
今回お売りになった物件の購入金額が分かる書類（不動産売買契約書や建物建築請負契約書など） ※相続物件等で、購入金額が不明な場合は不要です。		☐
今回お売りになった際にかかった費用が分かる書類（仲介手数料、測量費、解体費用の領収証など）		☐

2 マイホームの売却の場合

必 要 書 類	確認先等	チェック
上記 1 「共通して必要な書類」に記載の書類	契約業者等	☐

3 収用（国・県・市等の公共事業の補償金）の場合

必 要 書 類	確認先等	チェック
上記 1 「共通して必要な書類」に記載の書類	契約業者等	☐
収用証明書	事業施行者 (国・県・市等)	☐
公共事業用資産の買取等の申出証明書		☐
公共事業用資産の買取等の証明書		☐

4 相続した空き家の売却の場合

亡くなった人が相続開始の直前に 1 人で住んでいた家（昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築に限りま。）とその敷地の両方を相続し、相続開始の日から 3 年後の 12 月 31 日までにその家や敷地を売った方。

なお、家については、取り壊したか耐震リフォームをしていることが必要です。

必 要 書 類	確認先等	チェック
上記 1 「共通して必要な書類」に記載の書類	契約業者等	☐
被相続人居住用家屋等確認書	物件所在 の市町村	☐
建物の建築年月日及び土地・建物を相続したことが分かる書類	法務局等	☐
耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書の写し ※敷地のみを売却された方は不要です。	契約業者等	☐

『税の相談会』申込書

（キリトリ）

提出先（郵送で提出する際に御利用ください。）

住 所

氏 名

電話番号

希望日時 月 日 時 分から（番号 ）

相談内容（希望される内容を○で囲んでください。複数可）

1. 新築等 2. 贈与等 3. 売却等

〒 8 7 0 - 0 0 2 5

大分市顕徳町 2 - 4 - 1 5

一般社団法人

大分県宅地建物取引業協会

大分支部 行